

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置用渦巻ストレーナ（B）の排水配管にピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
2	3号機	復水回収タンクレベル調整器の点検において、計器精度外れ及びバランス機構調整不可が認められたため、当該計器を交換	G III	
3	3号機	主タービンランドシール蒸気圧力変換器の点検において、計器精度調整不可が認められたため、当該計器を交換	G III	
4	3号機	電気油圧式主タービン制御装置用冷却水回収ポンプ出口圧力指示計の点検において、当該計器テスト用配管に著しい詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（A）用スペースヒーターの電源ケーブル接続作業において、安全隔離状況確認を十分に実施せず、活線状態で行ったことが認められたため、対応検討	G II	
6	3号機	非常用ガス処理系フィルタ入口空気温度検出器の点検において、内部回路に断線が認められたため、当該温度検出器を点検・修理	G III	
7	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）室のドレンポット監視窓（ガラス製）に破損が認められたため、当該監視窓を点検・修理	G III	
8	4号機	電気油圧式主タービン制御装置用制御油サンプリング取出口の閉止栓取付けネジ部に破損が認められたため、当該ネジ部を点検・修理	G III	
9	5号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋入口扉の取っ手に動作不良（空回り）が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	
10	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機装置建屋補機冷却海水系スチームドレンサンプリングポンプ出口逆止弁の点検において、軸受プラグに腐食による折損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
11	6号機	平成21年7月に認可を受けた保安規定の変更認可申請書類に添付した資料（6号炉高経年化技術評価書のうち「耐震安全性評価書」）において、評価の過程に一部不備のあることが認められたため、対応検討	G II	8月3日再審議にて「号機等」変更 その他 → 6号機